

# 「知財活用への道」

参考文献:「平成24年度知的財産権制度入門」(特許庁)  
監修:岩手県知財総合支援窓口 アドバイザー中嶋孝弘

先月から掲載している「知財活用への道」その2回目です。知的財産権制度の基礎的知識について説明していきます。

## Q5 特許って、どのくらいお金がかかるの?

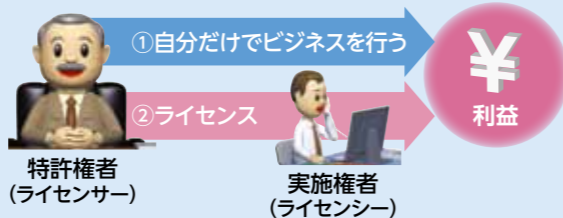
**A** Q4(12月号)でも紹介したように、特許は出願から維持し続けるまで、料金が発生し続けます。特許庁に支払う料金は以下のとおりです。このほか、不服審判を申請するのにも料金がかかります。このように、特許出願から20年間権利を維持するまでには、最低でも約100万円が必要となります。これらの料金を回収する見込みがなければ、出願しない方が得策、ということも考えられるでしょう。なお、減免制度や補助金制度がありますので、知財総合支援窓口にご相談ください。

出願時 15,000円	審査請求料 118,000円+(4,000円×請求項の数)	1~3年の特許料(査定後に支払う) 毎年2,300円+(200円×請求項の数)
4~6年の特許料 毎年7,100円+(500円×請求項の数)	7~9年の特許料 毎年21,400円+(1,700円×請求項の数)	10年以降の特許料 毎年61,600円+(4,800円×請求項の数)
		電子化手数料 1,200円+(700円×枚数)

※請求項…保護を受けたい発明を記載した項のこと

## Q6 特許権って本当にメリットがあるの?

**A** 現在日本で出願されている特許の大半は、大企業が相当な人員とコストをかけて、出願から維持までを行っています。当然メリットがあるからです。いっぽう、個人や中小企業からも多くの出願がなされていますが、「見栄を張るため」だけの特許ならば、単なる浪費にすぎません。「ビジネスの道具」として、有効に活用して利益をあげなければ、単なる「金食い虫」となってしまいます。



前回、特許は「独占できる権利」という説明をしました。他人が同じビジネスを行えば、そのビジネスによる利益は自分が独占することになります。これが特許権のメリットの1つです。もう一つのメリットは、「他者へのライセンス」、つまり他者に「特許技術を実施させる権利(実施権)を与える」契約を結ぶことができる、という点です。

製造設備を持っていない、販路がない、など、自分ではビジネスを行うことが難しくければ、製造設備やノウハウがある企業などに「ライセンス」することも考えられます。当然、両者で契約を結んだ上で、ライセンスを受ける側(ライセンシー)は、特許権者(ライセンサー)に対し実施料(ロイヤリティー)を支払うことになります。自ら技術を開発するためのコストや時間と比べれば、実施料は安価なことも多いので、ライセンシーにとっても有利なのです。

ビジネスに有効に使うことができ、はじめて特許権はお金を生むこととなります。それができなければ、特許証はただの紙切れで終わってしまいます。

## Q7 でも、特許をとるのは難しそう…

**A** 世の中(外国を含みます)の誰も思いついたことのない、斬新なアイデアであれば、特許として登録されることになります。特許を受けられるかどうかの審査は、審査官が行います。審査(特許要件)の大きなハードルは「新規性」「進歩性」の2つです。

**新規性**  
今までにない新しい発明であること

**進歩性**  
容易に思いつかない発明であること

両方を満たさなければ、特許として認められない

「新規性」とは、これまで誰も出願、あるいは発表したことのない全く新しい発明、ということです。これまでに誰かが同じような発明を出願していた場合は「新規性がない」ということになります。また出願のみならず、文書等で公表していた、学会で発表していた、実際に販売されていた、といったケースでも新規性を問われます。

また注意すべきなのは、「自分で行った行為」でも、出願前に行っていると新規性を失っている、ということです。出願前に、不特定多数の人の前で当該発明をプレゼンしていた、などの事実があった場合には、自分で行ったとしても新規性に疑いあり、とされます(ただし例外として新規性が認められることもあります)。

もう一つは「進歩性」です。これは、「すでに知られている発明よりも進歩した発明である」という点です。誰も思いついたことがないアイデアといっても、「単に組み合わせただけ」など、誰でも容易に思いつくようなものであれば、特許として認められません。この進歩性の有無は、特許のエキスパートでも頭を悩ませる問題です。

特許要件にはほかにも「社会的に有益であること」「誰でも実現可能であること」などの条件があり、これらをクリアできた発明だけが「特許」として認められるのです。難しそう、と思われたかもしれませんが、特許に興味がある、特許権を取得してみたい、という方は、知財窓口までご相談ください。アドバイスいたします。

★知的財産権に関するご相談は、「岩手県知財総合支援窓口」へどうぞ

所在地 〒020-0852 岩手県盛岡市飯岡新田3地割35-2 (地独)岩手県工業技術センター内

電話 019-656-4114 / FAX 019-636-0256 / 全国共通ナビダイヤル 0570-082100

ご利用時間 8:30 ~ 17:15(休館日/土曜・日曜・祝祭日、年末・年始)

ホームページは 岩手県知財 検索



# 第47回 スーパーマーケット・トレードショー-2013 SUPERMARKET TRADE SHOW 岩手県ブース出展

平成25年2月13日(水)~15日(金)の3日間、東京ビッグサイトで開催される「第47回スーパーマーケット・トレードショー-2013」(主催:(一社)新日本スーパーマーケット協会)にて、当センターを事務局とした岩手県ブースを統一出展します。

今回は、岩手県の食産業から40社が出展し、それぞれが開発した新商品を中心に出品し、積極的な商談活動を展開することにしております。

ご来場を希望する方は、事務局にご連絡いただければ、ご招待券を送付させていただきます(招待券なき場合は当日入場料5,000円が必要となります)。



**開催期間** 平成25年2月13日(水)~15日(金)

**会場** 東京ビッグサイト(東京国際展示場) 東館  
(岩手県ブース 東3ホール 小間番号3E-01)

**詳しくは** <http://smts.jp/> をご覧ください。



## 出展社リスト

企業名	出品製品	所在地	企業名	出品製品	所在地
1 赤武酒造株式会社	酒	大槌町	21 有限会社志賀煎餅	菓子	二戸市
2 株式会社浅沼醤油店	ドレッシング	盛岡市	22 株式会社松栄堂	菓子	一関市
3 岩手県産株式会社	レトルトカレー	矢巾町	23 酔仙酒造株式会社	酒	大船渡市
4 いわて三陸食品販売株式会社	麺	大船渡市	24 株式会社鈴清食品	ドレッシング	一関市
5 岩手銘醸株式会社	酒	奥州市	25 株式会社千秋堂	菓子	盛岡市
6 株式会社浦嶋商店	水産加工品	大船渡市	26 有限会社田村牧場	ハンバーグ	久慈市
7 株式会社エピ	パン	花巻市	27 株式会社長根商店	水産加工品	洋野町
8 及川冷蔵株式会社	水産加工品	大船渡市	28 株式会社中野製麺	麺	盛岡市
9 株式会社小山製麺	うどん	奥州市	29 株式会社中原商店	酒	盛岡市
10 株式会社回進堂	羊羹	奥州市	30 株式会社日進堂	菓子	宮古市
11 株式会社兼平製麺所	うどん	盛岡市	31 二戸市ふるさと振興協会のやと物産センター	ハンバーグ	二戸市
12 株式会社亀屋	雑穀米	花巻市	32 ハコショウ食品工業株式会社	漬物	花巻市
13 社団法人川井村産業開発公社	キムチ	宮古市	33 藤原養蜂場	はちみつ	盛岡市
14 株式会社門崎	ハンバーグ	一関市	34 株式会社マーマ食品	惣菜	花巻市
15 きこのSATO株式会社	椎茸	陸前高田市	35 有限会社まるき水産	ふりかけ	山田町
16 有限会社木村商店	水産加工品	山田町	36 株式会社三浦商店	水産加工品	洋野町
17 久慈市冷凍水産加工業協同組合	水産加工品	久慈市	37 株式会社水沢米菓	菓子	奥州市
18 古須賀商店	水産加工品	宮古市	38 株式会社八木澤商店	ドレッシング	陸前高田市
19 佐々長醸造株式会社	つゆ	花巻市	39 山田の牡蠣くん	惣菜	山田町
20 三陸味処 三五十	惣菜	山田町	40 陸前高田地域振興株式会社	おつまみ	陸前高田市

**お問い合わせ** 産業支援グループ 伊藤利光 TEL.019-631-3824 FAX019-631-3830